

別記様式（第5条関係）

議 事 録

会議の名称	令和5年度第2回登米市農業委員会総会
開催日時	令和5年5月25日（木） 午後1時30分 開会 午後2時46分閉会
開催場所	中田庁舎3階 旧議場
議長の名氏	高橋 清範 会長
出席者 （委員） の氏名	1番 岩 淵 勉 4番 菅 原 浩 之 7番 柴 崎 専 一 10番 佐 藤 幸 治 13番 鈴 木 泰 子 16番 尾 張 勝 19番 芳 賀 秀 二 22番 上 野 栄 公 2番 佐々木 まき子 5番 田 島 幹 雄 8番 佐 藤 瑛 彦 11番 松 野 秀 郎 14番 浅 野 和 宏 17番 芳 村 忠 市 20番 小野寺 義 幸 23番 門 馬 一 郎 3番 櫻 井 利 光 6番 阿 部 晃 徳 9番 鈴 木 巖 12番 阿 部 静 男 15番 五十嵐 幸 喜 18番 三 塚 芳 毅 21番 佐 藤 久 順 24番 高 橋 清 範
	（ は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員）
事務局職員 職 氏 名	説明員：農業委員会事務局 事務局長 遠藤 貞、事務局次長 佐々木 祐也、局長補佐 長谷 勝 農地管理係 主幹兼係長 園田 孝史、主幹 佐藤 聡、主査 千葉 貴行、 主事 三浦 翼、主事 千葉 隆瑛 書記：農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 園田 孝史
議 題	報告第6号 農地法第18条第6項の規定による届け出について 報告第7号 使用貸借権の合意解約について 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第12号 非農地証明願について 議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第14号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について 議案第15号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和5年度最適化活動の目標の設定等について
会議結果	報告第6号 議案書のとおり報告した。 報告第7号 議案書のとおり報告した。 議案第9号 原案のとおり決定した。

	議案第 10 号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第 11 号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第 12 号 原案のとおり決定した。 議案第 13 号 原案のとおり決定した。 議案第 14 号 原案のとおり決定した。 議案第 15 号 原案のとおり決定した。
会 議 の 概 要	下記のとおり
会 議 資 料	令和 5 年度第 2 回登米市農業委員会総会資料 ・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 諸般の報告 ・ 農地法第 3 条調査書
出 席 者 の 氏 名	別添席次表のとおり
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、23 番 門馬一郎 委員、1 番 岩渕勉 委員を指名します。
議長	日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。
議長	日程第 3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。
議長	日程第 4、報告第 6 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》

議長	説明が終わりました。 これで、報告第 6 号を終わります。 日程第 5、報告第 7 号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》 説明が終わりました。 これで、報告第 7 号を終わります。
議長	日程第 6、議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
事務局	本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第 3 条調査書」により確認しております。 進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。 法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、譲受人は自身の名義で農地を取得するのは初めてであるが、農作業の経験があり、保有している機械の能力等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。 第 2 号については、譲受人は個人であり適用はありません。 第 3 号についても、信託ではないため適用はありません。 第 4 号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。 第 5 号の転貸禁止については、申請地は所有権の移転であり、転貸にはあたりません。 進行番号 2 番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。 また、第 6 号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思います。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。

	第1分科会の報告を登壇してお願いします。 登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和5年5月22日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。 農地放題3条進行番号1番について、別紙議案説明資料1ページから8ページに記載されているとおりです。 申請内容は、登米市米山町に居住する譲受人が東京都府中市内に居住する譲渡人から、農業経営を始めるため、迫町佐沼地内の農地を譲り受け、耕作を行うものです。譲受人は、現在、農地を耕作しておりませんが、保有している機械の能力などからみて効率的に利用できるものと見込まれます。 進行番号3番について、別紙議案説明資料9ページから16ページに記載されているとおりです。 申請内容は、登米市豊里町に居住する賃借人が登米市米山町に居住する賃貸人から、農業経営を始めるため、米山町善王寺地内の農地を借受け、耕作を行うものです。賃借人は、現在、農地を耕作しておりませんが、保有している機械の能力などからみて効率的に利用できるものと見込まれます。 以上のとおり報告します。 令和5年5月25日 現地調査委員 7番 柴崎 専一 委員 8番 佐藤 瑛彦 委員 10番 佐藤 幸治 委員
議長	説明が終わりました。 次に、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 第2分科会の報告を登壇してお願いします。
4番委員	登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和5年5月22日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。 農地放題3条進行番号11番について、別紙議案説明資料17ページから24ページに記載されているとおりです。 申請内容は、登米市東和町に居住する譲受人が埼玉県加須市内に居住する譲渡人から、譲受人の要望により、東和町米谷地内の農地を譲り受け、耕作を行うものです。譲受人は、新規就農として、農地の管理及び経営については、親戚の農業者から指導を受けながら自ら行うとのことであり、許可については妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和5年5月25日

現地調査委員 1番 岩渕 勉 委員

5番 田島 幹雄 委員

4番 菅原 浩之 委員

議長

調査報告が終わりました。

次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。

議長

進行番号2番について、22番 上野 栄公 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号4番について、21番 佐藤 久順 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号6番について、7番 柴崎 専一 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号12番について、23番 門馬 一郎 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号13番について、4番 菅原 浩之 委員

《支障なしの声を確認》

議長

いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

《質疑なしの声を確認》

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

	《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって、議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。
議長	次に、日程第 7、議案第 10 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、さらに、日程第 8、議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
事務局	本議案に係る申請は、第 4 条申請が 2 件、第 5 条申請が 13 件です。適用法令等を確認したところ、農地法第 4 条第 6 項各号及び農地法第 5 条第 2 項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 はじめに、第 1 分科会の報告を登壇してお願いいたします。
10 番委員	農地法第 4 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 25 ページから 27 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に農機具置き場を整備するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。 また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。 農地法第 5 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 31 ページから 33 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。 進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 34 ページから 36 ページに記載さ

れているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号3番については、別紙議案説明資料37ページから39ページに記載されているとおりです。

申請内容は、太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号4番については、別紙議案説明資料40ページから42ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より顛末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号5番については、別紙議案説明資料43ページから45ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、

第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和5年5月25日

現地調査委員	7番	柴崎 専一	委員
	8番	佐藤 瑛彦	委員
	10番	佐藤 幸治	委員

議長

説明が終わりました。

次に、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。

はじめに、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

4番委員

農地法第4条の進行番号2番については、別紙議案説明資料28ページから30

ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に畜舎の一部、育苗ハウス、飼料置場等を整備するもので、農地区分としては、農用地域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に、農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。

また、申請地の一部が既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 6 番、7 番、12 番、13 番については、別紙議案説明資料 46 ページから 51 ページ、64 ページから 69 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 8 番、9 番、10 番 11 番については、別紙議案説明資料 52 ページから 63 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和 5 年 5 月 25 日

現地調査委員 1 番 岩淵 勉 委員
 5 番 田島 幹雄 委員
 4 番 菅原 浩之 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより議案第 10 号、第 11 号の一括質疑に入ります。

質疑ございませんか。

18 番委員

たまにこういうふうな相談ありますので、確認のためお聞きしたいんですけども、まず、議案第 11 号の 2 番・4 番・5 番については、議案説明資料の方には、賃料が 0 円となっておりますが、こういった場合、議案に記載しなくてよいのか。

それから、

期間について、前は永年といった表示があったように思うのですが、その期間についての表示、あるいは、議案説明資料には表示ないんですけども、その辺はいかがでしょうか？

	それから3つ目は、贈与と使用貸借の関係ですけれども、贈与と使用貸借は2通り考えられますけれども、前は贈与と項目が出てきたのですが、最近は使用貸借が多いようですけれども、贈与と使用貸借の関係、税金との関係、あるいは、年金等の関係変わってくるのかお伺いしたいと思います。
事務局	まず、使用貸借について、基本的に賃料は0になります。賃貸借は金額が発生します。使用貸借はだいたいが親子間のケースなので基本的には0円となります。場合によっては親族や第三者でも0円といったケースもございますが、標記的に使用貸借については0円となります。 贈与については、これについても、親子間については贈与になりますが、贈与税については国税になりますのでお話はできませんが、生きているうちに息子に所有権移転するのが贈与となります。
議長	期間については。
事務局	期間については、永久や何年間という記入あったと思いますが、今回は記入漏れもあったと思いますので、これからきをつけたいと思います。
議長	その他質疑はありませんか。 《質疑なしの声を確認》 無ければ、これで質疑を終わります。 これから議案第10号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当と決定することに、ご異議ありませんか。 《質疑なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって、議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当と決定し、知事へ送付します。 次に、議案第11号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当と決定することに、ご異議ありませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。

	よって、議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当と決定し、知事に送付します。
議長	次に、日程第 9 議案第 12 号「非農地証明願について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
事務局	本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第 5 条ただし書きにより、現地調査を省略しております。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。 《質疑なしの声を確認》 質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。 これから議案第 12 号を採決します。 お諮りします。 本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって、議案第 12 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。
議長	次に、日程第 10 議案第 13 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議案とします。 本案件については、所有権移転が 10 件、利用権設定が 16 件、一括方式が 44 件となっております。 事務局より説明願います。 《事務局説明》

事務局	本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に基づく農用地利用集積計画の各要件をすべて満たしていると思われます。
議長	説明が終わりました。 これより質疑を求めます。 質疑ございませんか。
１８番委員	議案第１３号の所有権移転の１番の案件ですけれども、この案件は３月、４月と連続しているものなんで、３回も４回も行かなければならないのかとお問い合わせいただきました。及川祐宏推進委員が所有権の移転を受ける案件ですから、詳しいことはお聞きしたんですけれども、この案件については、３月、４月、５月続けて３回出ているものですが、この案件は委員さんの中でも気づいている方もいると思うのですが、その辺の経過についても事務局から説明があってもいいのかなと思ひまして質問をいたしました。
事務局	進行番号１番について、当初に上げていただいた際、伊豆沼２工区の関係で、登記閉鎖なっている農地と一緒に申出がありました。許可申請を取り下げいただいて、今回申請いただくこととなってしまう、今回お手数おかけしております。 今後、伊豆沼２工区登記の方完了した際には、再度申請いただくこととなりますので、恐れ入りますが委員の皆さんにもご承知おきいただきたいと思います。
議長	他に質疑はありませんか。
１８番委員	何回もすみません。一括方式かな。４７ページの２１番の案件ですけれども。賃料の関係が書いてないんですけれども、これ、先月の連携会議で推進委員の方からご指摘を受けたものなので、その辺ちょっと入ってないかと思ひましてお伺いします。
事務局	進行番号２１番についてお答えさせていただきます。２１番につきましては使用貸借になりますので、単価の方は、抜けておりますが備考欄の方に使用貸借ということで表記させていただいておりますので、よろしく願います。こちらはですね無償での対応という形になっております。以上でございます。
議長	ほかに質疑はありませんか。 なければこれで質疑を終わります。 これより議案第１３号を採決します。 お諮りします。

	本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって、議案第 13 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定しました。
議長	次に、日程第 11 議案第 14 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」の「委員に関する案件以外の案件」について審議に入ります。 事務局から説明を求めます。 《事務局説明》
事務局	この案件につきましては、令和 4 年度の農地利用状況調査で 6 判定（山林原野化）と判定された農地を、さらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地の判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出があった農地を除外して、今回の議案としております。 非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を発出し、市及び県、法務局へ非農地判定を行った旨を通知し、農地台帳を整理することになります。 以上で説明を終わります。
事務局	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
12 番委員	進行番号 67 番から 91 番まで登記の地目が原野となっていますね。それで、ここにもありますようにいわゆる 6 判定するっていうのは、農地の状況で 6 判定したということなんですけれども、何も原野であればここをあえて再度判定することは無いのではないかなと思うんです。以前に地目を原野として使っていたのかどうかはわかりませんが、その辺の判断っていうのは、ここではどう扱うんでしょうね。
事務局	この件でございしますが、事務局で使用させていただいています農地管理台帳の方に、原野という表記ではございますが、農地として登録、登載されております。その関係で、農地から除外、台帳から落とす際にはこういった手続きどうしても必要になってしまいますので、ご了承いただければと思います。
12 番委員	いや、だから私が言ったように、原野で農地として使っていたんでしょ。これをこのように、状況調査して原野だという、まあ、山林って原野化されているっ

	ということなんですけれども、何、そしたらばあえて原野に戻したものだもの、しねったっていいんでねえの。こいつを理解してくれって語ったって、この事務手続き私何に理解したらいいの。スケジュール的に。山林だっていうんだもの。原野化だっていうんだもの、台帳外であれば山は山でいいんだもの。自然に帰ったんでしょ。
事務局	今までの流れとしますと、もともとの登記が山林だったと。その際に、例えば何かのご先祖様の誰かが、例えば開墾してそこだけは畑にしたよってなった段階で、登載申請になってきたと思います。そのために、今そこの現況がそこだけが農地になってますよってというような格好になると思いますので、その登記に、今委員が言ったようにもともとの、山林戻すための書類が欲しいですってなって多分今度非農地の手続きとかになってきてるかなと。思いますので、その時に登記に添付する書類として、農業委員会の認可みたいな形がですね、必要なかなとというようなことになっています。
12 番委員	登記が山林・原野なんでしょ。そこをご先祖様が開墾して、一時農地として使っていたと。それを労働力がないかどうかわかりませんが、山林化したんでしょ。ただ、ここで税務課の方で、農地で課税しているのか、原野で課税しているのか、いわゆる台帳課税かそれはわかりませんが現況課税したのかわかりませんが。その辺の問題だけなんでしょ。残るのは。だから、そこを私たち、いわゆる事務局が言うように、当初管理台帳に、載っていたからって言うけどもさ、載っていたならば、何も、原野に戻したんだからさ、そのまま。状況報告して、税務課なら税務課に報告しただけでいいんじゃないの。登記所まで報告じゃなくて。ちょっとその辺を理解しろって言われても理解できないな。
事務局	ご意見いただきました内容についてお話の通りの部分もありますので、整理をさせていただきますして、登記、税の台帳、それから農地の台帳の方が整理されるよう、あり方を検討していきたいと思いますのでよろしく願いいたします。
12 番委員	はいわかりました。
事務局	時期はわからないんですけど、登記簿上も地目は原野の部分で農地として使っていた時期があって、その時点で農地台帳に登載したものです。それが結局今の時代になってまたもともとの原野に戻ったっていうのが、利用状況調査でわかったんで、それで農地台帳から除くために、皆さんにご審議いただいて、非農地の判断を求めているという内容でございます。
12 番委員	言うこともわかるんです。もともとはいわゆる農地台帳に登載されてるやつ。であるならば、登記地目っていうのは、これ、登記簿台帳にある地目をそのまま使ってたよね。登記地目っていうの、これ登記する時だけのあいつだけ、専用用語であって、実際には農業委員会であっても、農地台帳であってもなんでもこ

	の登記地目ってのは、いわゆる現状で動かないやつだからどっちも使ってたんだよ。
事務局	地目変更の登記は必要ないです。
議長	阿部委員さんよろしいですか。
12 番委員	はい。わかりました。
議長	そのほか何かございますか。
22 番委員	63 ページをご覧ください。進行番号 15 から新田の板橋の方なんですけれども、私この方よく存じ上げている方なんですけれども、山林化になっているっていうふうな面積が 22,000、4,000、4,000 大変もっとあるんですよ。ちょっと体調崩され仙台の方にいらっしゃるのはわかりますけれども、これですね、今後、農業委員会の対応としてとか、あるいは、農業委員の対応としてとか、これからこういう、例えば退職されてどこかへ行っちゃったっていうかね、そういうふうな場合に、全部対応できなくてみんな山林化になっちゃうっていうのは、これ一番農業委員会としての大きな仕事だと思うんですけれども、その辺返答と申しますか、今後の対応について、もう少ししっかりとしていかないとこの山林化は、もう本当に多くなっちゃうんじゃないかなっていうふうな気がします。その辺をどのように考えてらっしゃるのか。
事務局	農業委員会の本来の機能としてこの山林原野化、どのように対峙していくかですが、現在進んでおります地域計画などとともに、市の当局それから県などとも協力し合いながら、活用できる農地はできる限り担い手を見つけて、活用していかなければならないのかなと思っておりますので、各機関の協力しながら、こういったものを拡大しないように対応していきたいなと思っておりますのでよろしく願いいたします。
22 番委員	返答はいりませんが、こういった山林化の問題、こういうふうな 21,000 m²だったり、というところが確実に増えてきます。それをどうやって歯止めをかけていくか、やっぱりこれからは皆様、私たちもそうですけれども、農業委員会、或いは行政もしっかり見ていかないと、もう本当に歯止めがきかなくなってからは、遅いというふうに思いますんで、やっぱりもっと一丸となって、こういうのは、頑張っていかなければならない、そういうふうに思っています。
18 番委員	関連なんですけれども、この件につきましては、こういうふうな議案が出てるんですけども承知してるのって推進委員に聞いてみたら、俺知らねえつうわけですよ。ただ、調査の時は 5 番 6 番に確かに俺は見たよと。その人もほら、住所は仙台市なもんだから、こういうような議案が出てることは俺知らなかったって話

だったんです。それで、今、委員からお話出たように、ただ、その書類等はこの
決裁だけじゃなくてさ、やっぱ推進さんの方がおりますし、私たちもおりますの
で、こういうふうな大量の土地の場合はですね、一言相談あってもよかったのか
なと思って、ちょっとお話し上げました。推進委員についてもこれは、わかん
なかったよっていうことだったので、電話かけたんですけどわかんなかったよっ
ていうことだったので、ぜひ今の上野さんのお話のように相談していただけれ
ば、それなりの対処もできたのかなというふうな感じしてます。以上です。

事務局

はい。ただいまのご質問にお答えいたします。こちらの土地につきましては、
利用状況調査で5判定と6判定ということで判定をつけていただいたものにつ
きまして、非農地判断ということで所有者の方から意向確認させていただいて、
今回対応させていただいておりました。そちらの所有者の方の意向の確認という
ことで、ちょっと対応していなかったところでしたので、今後、推進委員さんの
方々にもご連絡を差し上げながら対応させていただきたいと思っておりますのでよ
ろしくお願いいたします。

議長

山林原野といいますと本当に大小がいっぱいありますよね、これから、委員か
らありますように、農業委員としてもこれから推進委員さん方と一緒に情報を共
有しながらやっていかなければならないと思います。

そのほかないですか。

無いようですので質疑を終わります。

《質疑なしの声を確認》

これより議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第14号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」は原
案のとおり非農地として決定することにいたしました。

議長

日程第12、議案第15号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・
評価並びに令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。
12 番委員	資料の 7 ページの 3 の事務実施状況の 1 番、総会、部会の開催実施について、私間違っているかもしれませんが、第 1 農地部会、第 2 農地部会というのが記載されているんですが、部会っていうのはあるんですか。
事務局	分科会の誤りでした。すみませんでした。
議長	ほかにありませんか。 《質疑なしの声を確認》 これで質疑を終わります。 これから、議案第 15 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 《異議なしの声を確認》 異議なしと認めます。 よって、議案第 15 号「令和 4 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 5 年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案のとおり決定いたしました。 以上で、本日の日程は、すべて終了しました。 これで、令和 5 年度第 2 回登米市農業委員会総会を閉じます。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 5 年 5 月 25 日

議 長(会長)

高 橋 清 範

議事録署名人 23 番

門 馬 一 郎

議事録署名人 1 番 岩 渕 勉
